

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱

| | | |
|----|----------------|---------|
| 制定 | 平成31年3月29日区長決定 | 要綱第83号 |
| 改正 | 令和2年3月30日区長決定 | 要綱第62号 |
| 改正 | 令和4年3月22日区長決定 | 要綱第111号 |
| 改正 | 令和8年4月1日部長決定 | 要綱第104号 |

(目的)

第1条 この要綱は、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、相談支援事業の運営に要する経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付し、運営経費の負担を軽減することにより、安定した事業運営の支援を図り、区内における相談支援体制の充実化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する特定相談支援事業および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業をいう。
- (2) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者および児童福祉法第24条の26第1項1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所および児童福祉法第24条の28第1項1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (4) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、区内に相談支援事業所を設置し、相談支援事業を行う者または当該事業を行う予定がある者とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の算定基礎となる1事業所当たりの月額単価は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、前項の月額単価に、当該年度で相談支援事業を行う月数を乗じて得た額とする。ただし、相談支援専門員が常勤換算1人未満の事業所については、交付額に常勤換算人数の値を乗じて得た額とする。

3 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定があった後に、相談専門支援員の常勤換算人数の値に変更が生じたことにより補助金の交付額の変更が必要となった場合の当該交付額の変更の時期は、当該値の変更が生じたのが月の初日の場合は当該月から、月の途中の場合は翌月からとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、補助金交付申請書(第1号様式)、事業計画書その他必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、補助金の交付申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 区長は前項の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、事業計画書に記載される時期までに、相談支援事業者に指定されていなければならない。

(2) 補助事業者は、各月の実施状況報告書を翌月10日までに区長に報告しなければならない。

(3) 補助事業者は、区が参加を要請する会議等に参加するものとする。

(4) 補助事業者は、相談支援事業について区の指導に従わなければならない。

(5) 補助事業者は、安定的な相談支援事業実施のため、相談支援事業に必要な相談支援専門員の確保および管理を行わなければならない。

(6) 補助事業者は、新規で相談支援事業を利用する品川区の障害者および障害児を積極的に担当するよう努めなければならない。

(7) 年度途中で、補助事業者の責に帰すべき事由により、相談支援事業が実施できない状態になった場合は、その期間に係る補助金を返還しなければならない。

- (8) 年度途中で補助事業を中止または廃止した場合は、その後の期間に係る補助金を返還しなければならない。
- (9) 補助金の額に変更があったことにより返還を要する補助金が発生した場合は、補助金を返還しなければならない。
- (10) 補助事業者は、区から必要な書類の提出を求められた場合は、遅滞なく提出しなくてはならない。

(補助金の請求および支払い)

第7条 前条の規定による補助金の決定通知を受けた補助事業者（既に相談支援事業を行う場合に限る。）は、別に定める期限までに、補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前条の規定による補助金の決定通知を受けた補助事業者（相談支援事業を行う予定がある場合に限る。）は、相談支援事業を開始した後、別に定める期限までに、補助金請求書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく補助金を支払うものとする。

4 前項の規定による補助金の支払いは、上半期（4月～9月）については6月、下半期（10月～3月）については10月の年2回に分けて支払うものとする。ただし、補助金額について変更が生じた場合その他特段の事情が認められる場合は、この限りでない。

(届出事項等)

第8条 補助事業者は、第5条の事業計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（第4号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の変更届の提出により補助金の額の変更が必要になったときは、補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(状況報告)

第9条 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じてその執行状況について法人に報告させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助事業の実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、速やかに補助事業の実績報告書が提出されない場合は、次年度以降、補助事業者としないことができる。

(関係書類の整理保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、その帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 種別 | 補助金額 |
|------|----------|
| 基準単価 | 383,800円 |

備考

- 1 常勤換算人数については、相談支援専門員に当該相談支援事業所に係る管理者も含め算出するものとする。
- 2 常勤換算人数の算出においては、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。
- 3 補助金額については、100円未満を切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付申請書

品川区相談支援事業所整備促進補助金について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|---------------------------------------|----------------|
| 事業所の名称（予定含む。） | |
| 事業所の所在地（予定含む。） | |
| 事業所の開始年月日（予定含む。） | 年 月 日 |
| 補助申請予定期間 | 年 月 ～ 年 月（ 月分） |
| 常勤換算 | 年 月 日現在 人 |
| 申請予定額 | 円 |
| （内訳） | 円× 月× 人＝ 円 |
| 添付書類 （1）事業計画書 （2）その他区長が必要と認める書類 | |

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金の交付について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交付

1 交付決定金額 円
(内訳)

2 補助の条件

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第6条第2項に定める事項を条件として交付する。

不交付

(理由)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求区分 上半期・下半期
- 2 交付請求額 円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助変更届

品川区相談支援事業所整備促進補助金について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-------------------|----------------|
| 変更内容 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 変更後補助申請予定 期間 | 年 月 ～ 年 月（ 月分） |
| 変更後常勤換算 | 人 |
| 変更後申請予定額 | 円 |
| （内訳） | 円× 月× 人＝ 円 |
| 添付書類 変更に係る書類一式 | |

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
報告者 名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金に係る実績について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書